

柔道におけるルールの変遷と課題

Transition and problem of rule in judo

1 K 0 7 B 0 5 5 - 5 氏名 金子 慶多

指導教員 主査 小野沢 弘史 先生 副査 寒川 恒夫 先生

はじめに

私は、17年間という長い間柔道を続けてきた。その間、柔道におけるルールも少しずつ変わっていった。柔道がスポーツ競技として行われるようになってから、競技用としてのルールが定められた。本来の柔道とは、柔術からきているものであり、立ち技、寝技とたくさんの種類の技があり、相手を制すことを考えている。しかし、柔道がスポーツとして行われていく中で、危険な技の禁止や、「技あり」や「有効」などのポイントなどに伴う、「指導」という罰則規定も定められた。現在柔道のルールには、大きく分けて「講道館柔道試合審判規定（以後、講道館規定）」と「国際柔道試合審判規定（国際規定）」の二つがある。そもそもなぜ、同じ柔道という競技の中で、二つのルールが定められているのか。柔道は日本で嘉納治五郎によって創始されたものであるが、その頃は当然一つのルールしかなく、そのルールの下試合が行われていた。しかし、柔道を世界に普及させていくことで国際規定という新たなルールが定められたのである。ここから、二つの試合規定が併用されていくことになる。また、この二つの規定以外にも警察官の試合で運用される警察規定や日本独自の少年規定などが存在する。現在でも、試合によってルールが違っているのには、理由があるはずだ。

そして、時代によってルール改正が行われてきている。私が、柔道を始めた頃と現在を比較しても柔道のルールが少しずつ変わってきている。近年、国際規定においてルール改正がなされたが、現在の講道館規定とは禁止技など大きく違ってくる点が存在する。そう考えると元々の規定とは、大きく変わっているように思える。柔道が創始されてから現在まで、その時々で、どのような狙いがあったが変わってきたのか。また、講道館規定と国際規定の二つを定めた背景についても考察していきたい。

第一章 柔道の創始とルールの制定

柔道とは日本で生まれた武道である。柔道は、嘉納治五郎によって作り出されたものである。もともと柔術からきているものであるが、いつどのような考えで作られたのか。また、試合審判規定の制定に至るまでの、

流れはなにか。現在の規定とはどこが違っているのか探っていく。

第二章 柔道国際化への歩み

柔道は今や、オリンピックで各国の選手がメダルを争う競技へと発展している。柔道は東京オリンピックにおいて正式種目となり、一躍国際化への道を歩み始めた。柔道が世界中に普及、発展していった。国際柔道連盟が、結成されるまでの間に嘉納治五郎や多くの日本人柔道指導者が普及尽力してきた流れについて見ていきたい。

第三章 国際規定と講道館規定

柔道が海外に普及していく中で、日本で用いられている講道館規定とは別に国際規定を制定した。国際規定が制定されてから現在まで、多くのルール改正がなされてきた。その中には、カラー柔道衣や赤畳の廃止など考えられなかったことも変わっていった。そのように変わっていくのはなのだろうか。そして、日本独自の少年規定が定められているが、その内容や至った理由など詳しく追っていく。

第四章 現在の試合規定とこれからの課題

現在の柔道試合において、用いられている代表的な試合規定は国際規定と講道館規定の二つである。禁止技や延長戦（ゴールデンスコア）など大きく違っている点が存在する。この二つの規定を表を使って比較して考えていく。それを踏まえた上でこれからどうしていくべきかを考え、見つめ直していく。

終章 本当の柔道とは

柔道が世界のスポーツとなった今、日本では「柔道」、海外では「JUDO」と言われるように同じ競技であるが見かたが違っている。同じ日本人だとしても、なぜ柔道を学んでいるのか個々で違いがある。そこで、「精力善用・自他共栄」とは。また本当の柔道の目的とは、嘉納治五郎の教えとは何か自分なりに見解を述べていく。

